

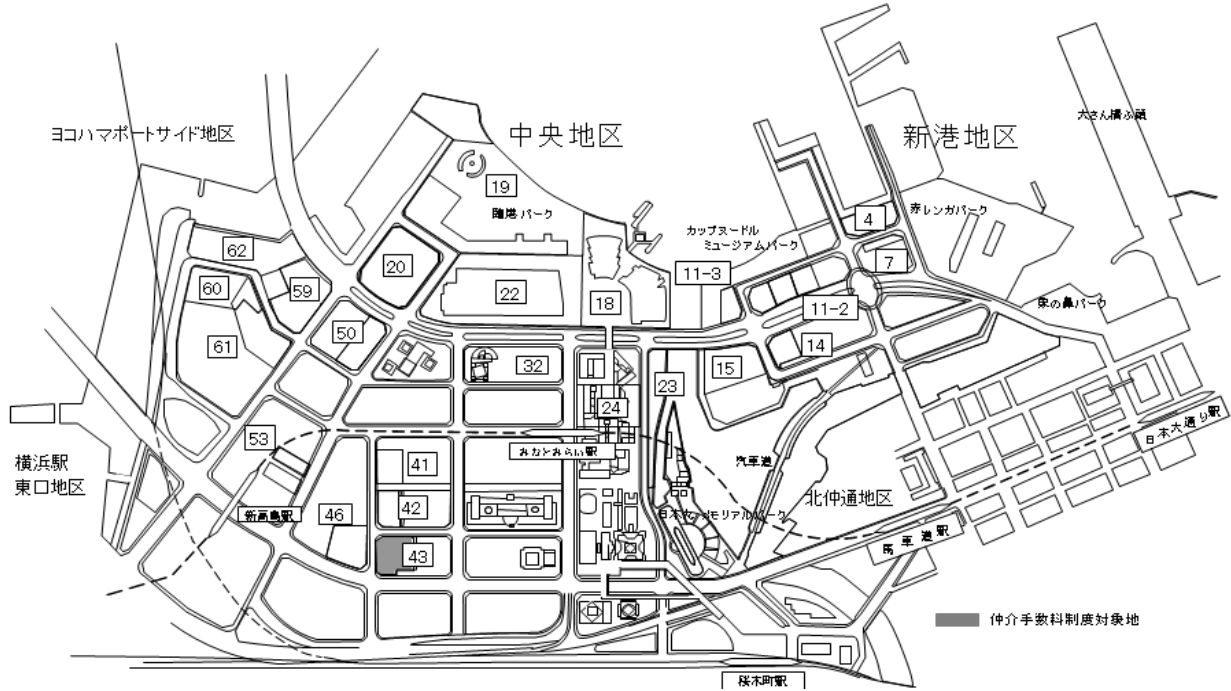
みなとみらい21地区埋立事業会計 土地売却仲介手数料制度のご案内

1 名称

みなとみらい21地区埋立事業会計土地売却仲介手数料制度

(要綱名「みなとみらい21地区埋立事業会計土地売却仲介手数料制度実施要綱」)

2 仲介手数料制度対象地案内図



3 仲介業者

(1) 資格

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3項に定める方（＝宅地建物取引業を営む方）とします。

(2) 業務内容

ア 横浜市に事業希望者を紹介すること。

イ 事業希望者に土地の各種条件・現状を説明すること。

ウ 募集要項に定める事業希望者の登録・提案手続の調整を行うこと。

エ 横浜市に事業希望者の登録・提案手続の進捗状況・事業提案内容を説明すること。

オ 事業希望者に横浜市からの連絡事項を伝えて調整を行うこと。

カ 横浜市と事業希望者との間で土地売買契約等を円滑に締結できるよう調整を行うこと。

(3) 提出書類（提出部数は各1部）

ア みなとみらい21地区埋立事業会計土地売却仲介届出書（第1号様式）

イ 宣誓書（第2号様式）

ウ 宅地建物取引業の免許の写し

エ 印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）

オ 法人は、商業登記簿謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）

カ 個人は、身分証明書（発行から3か月以内のもの）

4 支払までの流れ

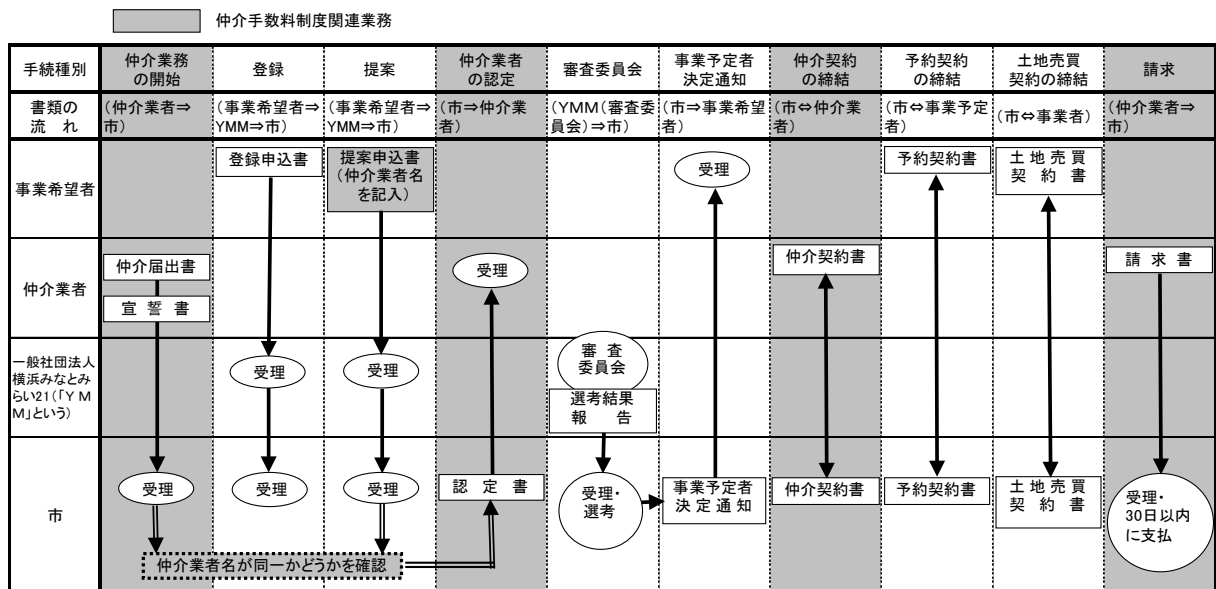
まず、仲介を行おうとする方は、事業希望者が横浜市に対して登録申込を行う前に、仲介届出書等を横浜市に提出します。

一方、事業希望者は提案書に仲介業者名を記載し、事業の提案を行います。

横浜市は、仲介届出書の仲介業者名と、提案書の仲介業者名が同一の場合に、仲介業者として認定し、仲介業者あてに認定書を交付します。

提案審査後、事業希望者が事業予定者に決定した後で、横浜市と仲介業者は仲介契約を締結します。

横浜市と事業予定者が予約契約を締結し、事業予定者が事業者となり、横浜市と事業者が土地売買契約を締結し、売買代金全額が納入された後で、仲介業者からの請求に基づき、横浜市は仲介手数料を支払います。



5 手数料

(1) 算定表

手数料額は次の表の各区分に基づき算定した金額の総和とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます（消費税及び地方消費税を含む。）。

市と事業者の土地売買契約金額	料率
30億円以下の部分	市と事業者の土地売買契約金額×1.5%
30億円を超え70億円以下の部分	市と事業者の土地売買契約金額×1.0%
70億円を超える部分	市と事業者の土地売買契約金額×0.5%

(※ 43街区で本制度の対象となる土地は、埋立事業会計が保有する7,516.30㎡です。)

(2) 手数料額 (※ 参考 平成28年4月1日時点)

5(1)に基づいて算定すると、43街区は90,956千円となります。(※ ただし、実際の手数料額とは異なる場合があります。)

6 適用期間

平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に、土地売買契約を締結した事業希望者から横浜市に売買代金の全額が納入されたときに、手数料を支払います。

※ 詳細は「みなとみらい21地区埋立事業会計土地売却仲介手数料制度実施要綱」をご覧ください。

資料請求・お問い合わせ先	横浜市港湾局管財第一課	TEL 045-671-7341
--------------	-------------	------------------